

フランス移民労働者政策の転換

—2006年移民法と「選別的移民」の含意

宮島 喬

- 1 グローバリゼーションへの適応？
- 2 高度技能者の優遇へのかじ取り
- 3 「経済的移民50%」という目標
- 4 「押し付けの移民」から「選別的移民」へ
- 5 移民第二世代の労働市場上の位置
- 6 残された問題

1 グローバリゼーションへの適応？

近年ヨーロッパでは、スペイン（570万余人）、イタリア（423万余人）の外国人人口が目を見はるような急増ぶりを示しているのに対し、ドイツ（669万余人）、フランス（369万余人）、ベルギー（97万余人）等のそれは、いずれも横ばいか減少をみせている⁽¹⁾。かつて移民送出国として知られた南欧二国が、今やヨーロッパを代表する入移民国の座に着こうとしているかにみえる。南欧両国の外国人増加の背景、要因はここでは措くとして、上のドイツ、フランス等の数字については、次のことも考慮に入れなければならない。

これらの国では、滞在外国人の世代交代が進んでいて、第二世代以下では国籍取得がかなり高い割合で起こっているとみられること、また、外国人ならぬ「移民」(immigré)というカテゴリーの統計をもっているフランスでは、その数が外国人人口の1.4倍にも達していること。「移民」についてはフランスでは公式の定義が存在し⁽²⁾、他国の言い方では「外国生まれ人口」(foreign-born population)にほぼ相当する。外国人人口と移民人口のこの二つの数字の大きな差は、移民受け入れ国としての時間の経過の長さ、日本などとは明らかに異なるシティズンシップ（国籍）への接近の容易さを表している。なお、過去20年来ドイツも、かつての「帰化小国」から年間少なくとも

(1) カッコ内は2009年の滞在外国人数（フランスのみ2007年）。SOPEMI 2011（OECD, *Perspectives des migrations internationales*, 2011）より。

(2) それは「外国に外国人として生まれ、現在フランスに居を定めている者」というものである（Haut Conseil à l'intégration, *Pour un modèle français d'intégration*, 1991, p.14）。

も10万件程度の国籍取得がある「帰化大国」に変貌していて、その結果、1990年代のピーク時の外国人人口から100万人以上の減少がみられる。

表現としてやや適切を欠くかもしれないが、上のような意味で「旧い移民国」とでもいうべきフランス⁽³⁾は、幾つかの性質を異にする課題を抱えるようになっている。

第一に、進行するグローバリゼーションにやや遅ればせながら適応の必要が意識されたのか、経済先進化を担う高度技術者、専門家の獲得の必要が唱えられるようになっている。ニコラ・サルコジ（前大統領）の内相就任（2002年）の頃からそれに応える新政策が模索されるようになった。そのリーダーシップの下に制定された「2006年7月24日法」（以下「2006年移民法」と呼ぶ）は、高度技術者、専門職、起業者等のカテゴリーの移民の優遇受け入れを定めたのである。なお、この新法については、「選別的受け入れ」（immigration choisie）という観念を押し出している点で、第二次大戦後のフランスの入移民政策の基本をなした「1945年11月2日オールドナンス」（後述）の一大修正だとみる見方もある。

第二に、そうした脚光を浴びる動きに隠されているが、比率の上では大きくなる一方の移民第二世代をどう社会的に統合するか、とりわけ労働市場にどう統合するかという問題が横たわっている。これへの取り組みにフランスは成功しているというにはほど遠く、特に民族オリジンによる就業率の差（失業率の差）は非常に大きい。本稿では移民の下位グループの考察に立ち入る余裕はないが、マグレブ（北アフリカ）系、サハラ以南アフリカ系、トルコ系の失業率は20%台後半であり、西欧内出身のイタリア、スペイン、ポルトガル系移民のその3倍から4倍に達している。これは前者における学歴資格と労働市場とのミスマッチによると一般にいわれるが、指摘として必ずしも正確ではなく、雇用側の民族差別も関わっていることは否定できない。

第三に、少子化等のもたらす人口減少予測に関しては、フランスはやや特殊であり、合計特殊出生率は1.95（2007年）と、ドイツ、イタリアなどヨーロッパの諸隣国ほど脅威にさらされていないといえる。しかし、2020年以降となると別で、労働人口の減少が始まり、不熟練労働も含めた広い分野での受け入れ政策の再検討が避けられまいとみられている。その指摘には多くの研究者も同意している。

以上にみる、移民に関わる21世紀初頭のフランスの新たな動きは、政策転換としてどのような意味をもつか。以下、複眼的視野の下にその検討をこころみたい。

2 高度技能者の優遇へのかじ取り

2006年移民法の最も中心的部分について述べる。「有用」な高度技能を有する移民の優先的受け入れがうたわれ、経済発展およびその他の知的・科学的・文化的等々の分野での重要な貢献をフラ

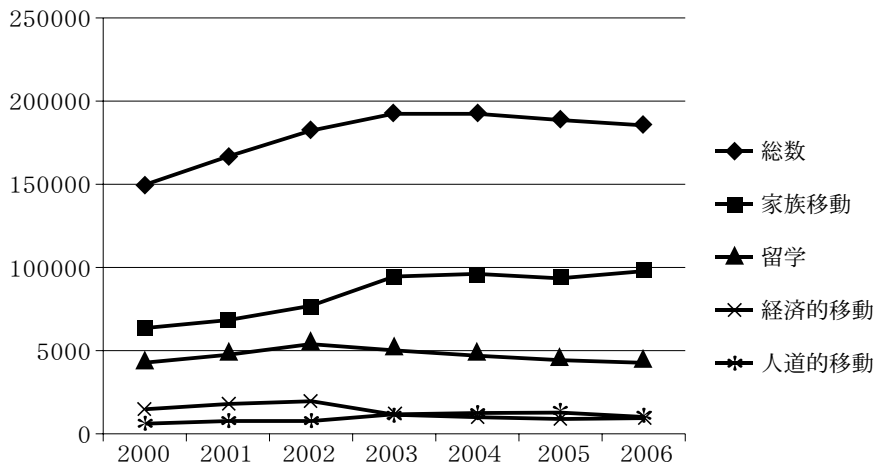
(3) フランスは自らを「移民国」とみなすヨーロッパでは数少ない国である。その移民受け入れは19世紀後半にまで遡るが、本格的な外国人労働者受け入れの組織化は両大戦間期であり、植民地アルジェリア等からの原住民の来住も一部この時期から始まる。第二次大戦後、外国人受け入れ政策は新オールドナンス（後述）で一新され、高度経済成長期にマグレブ諸国を中心にその大量受け入れが行われた（R.Schor, *Histoire d'immigration en France*, A. Colin, 1996）。この時期の来住者が一般に「第一世代」とされる。

ンスおよび移民出身国にもたらず外国人に、3年間有効で、更新可能で、国内での自由な就労権を認める新たな滞在資格を設ける。その新資格も、異例の命名といえるが、「能力と才能（compétences et talents）」と名付けられた。また、修士号以上の学位をもつ高等教育機関在籍中の外国人留学生には、最大で3年間有効な滞在許可証が認められ、課程修了後のフランスでの求職にも便宜が与えられる⁽⁴⁾。

新法のこうした側面への評価としては、1974年以来閉ざされてきた国境を40年ぶりに労働者受け入れのために開くという方向転換は、それに伴う懸念も含めて、大いに注目される、という見解がある⁽⁵⁾。たしかにフランスでは、今を去る38年前の1974年7月、石油危機による国内の雇用状況の悪化を理由に、EC域外からの新規外国人労働者の受け入れを「停止」して以来、季節労働者（年間の就労可能期間が6カ月以内の者）を除き、新規の第三国（EU加盟国以外の国へのEU側からの呼称）からの労働者受け入れは絞られ、例外はあっても微々たるものだった。この状態は継続するのであり、試みに2000年から2006年までの各年のEU域外からの新規入国のために発給された入国ビザの内訳を示せば、図1のようになる⁽⁶⁾。季節労働者などを除いた「継続的滞在者」についての数字である。

下に読みとられるべきことは、外国人入国者数は決して小さくないものの、「経済的移動」は、多くても12%、たいていの年は10%未満で推移してきて、「家族移動」や「留学」にはるかに及ばないことである。「経済的移動」は、就労、起業、投資、研究、芸術活動などかなり幅広い目的の

図1 EU域外者へのフランス政府の入国ビザ発給数（滞在資格別）



(4) 同法の紹介としては、野村佳世「「サン・パピエ」と「選別移民法」に見る選別・排除・同化」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会、2009年などを参照。

(5) C. ヴィートル・ド・ウェンデン「フランスの移民政策の新たな方向づけ」『移民政策研究』創刊号、移民政策学会、2009年。

(6) SGCICI (Secrétariat général de comité interministériel de contrôle de l'immigration), *Les orientations de la politique de l'immigration*, La documentation Française, 2007.

入国を指すが、「家族移動」（家族再結合、結婚）、「留学」にくらべて明らかに少ない。2006年法が成立した同年にはそれは6%にすぎず、移民受け入れによる経済的効果が乏しいとする立法者の言葉を裏書きするかのようであった。

ここで、特にウェイトの高い「家族移動」について一言しておく、これは、家族再結合および、フランス人の家族（多くが配偶者）としての呼び寄せ、その他から成る。上述の1974年7月の、EC域外からの新規の外国人労働者の受け入れ停止は却って既滞在外国人労働者の多くの定住をうながした。その定住者たちから母国の家族の呼び寄せの要求が起り、1970年代後半人道的理由からその呼び寄せを認めるにいたる⁽⁷⁾。以後、新規労働者の入国が極端に絞られるなか、80年代を通じて、高い水準で呼び寄せ家族の流入が起るのである。その呼び寄せが一巡したためか、「フランス人の家族」が高い割合を占めるようになり、2006年には家族移動総数の58%を占めるにいたる（それに対し、家族再結合は23%）。この「フランス人の家族」（*famille de Français*）の詳細はわからないが、その四分の三はフランス人の配偶者、つまり結婚のための入国者であるとされている。

そして2006年法を推進した政策担当者からは、フランスの移民受け入れは家族移動に偏重しており、「押し付けの移民受け入れ」（*immigration subie*）に陥っている、という見方が提示された⁽⁸⁾。

「経済的移動」の内訳、実態はどうか。域外からの入国者で、経済的理由による者というわけであるが、事務、サービスも含む広い意味で労働者を指す「サラリエ」（給与稼得者）に分類される者が2006年にはわずか4,636人（43%）にとどまっている。なお、90年代末から、第三国、つまり域外諸国からの高度技能者の入国はなかったわけではなく、ジョスパン社会党政権の下で研究者や専門職に対応する滞在資格が設けられている（「科学者」と「芸術的・文化的職業従事者」）。次の保守政権（ラファラン、ド・ヴィルパン）ではIT分野の国内の人材の不足が言われはじめ、外国人高度技術者の優遇受け入れはすでに始まっていた。しかし、その数はこのように限られていて、その時期の、たとえば2004年の「職業的理由」による国籍別ビザ発給数をみると、インド人に対してはわずか369件にすぎなかった⁽⁹⁾。彼らのすべてがIT技術者でないとすれば、数字はもっと寥々たるものになる。

隣国ドイツの場合、2005年1月、「移民法」（*Zuwanderungsgesetz*）が最終的に成立し、機能し始めるが、かなり前の2000年前後からIT分野にはっきり焦点を当てて論議が始められており（シュレーダー首相のグリーンカード提案演説は2000年2月）、IT関連の専門家、技術者の不足数が、推定値さえ挙げて、政府、経済界の間で論じられていた⁽¹⁰⁾。急速に進む出生率低下や、IT専門家の養成に適合的とはいえないこの国の伝統的な職業訓練制度にたいする強い危機感が働いたこともあろう（フランスでは少子化問題への危機感は前述のようにより薄い）。最終の移民法では、ポ

(7) この家族再結合の承認と、その増大については、Costa-Lascoux, J., *De l'immigré au citoyen*, La Documentation Française, 1989. pp.37-41および宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006年、25～26頁などを参照。

(8) この立場に立つ多くの議論は、家族再結合による外国人入国の過剰を問題にする傾向にあるが、実際にはそのウェイトはこのように低くなっている。この点は、擬似争点（*faux issue*）として利用されている気味がある。

(9) SGCICI, *Op. cit.* p.66.

(10) 近藤準三『移民国としてのドイツ——社会統合と平行社会のゆくえ』木鐸社、2007年、109～110頁。

イント制のような制度は取られず、すでに実施されていたグリーンカードも廃止され、研究者や高度技術者は一定の要件を満たせば、最初から定住許可が与えられ、自営業者（起業者、投資者）については一定額以上の投資額、または一定数の雇用創出を条件に早い機会に定住許可に移行できることになった⁽¹¹⁾。けれども、これらの制度による受け入れ数は目標を下回っているようであり、09年についてのOECDのSOPEMI報告でも、ドイツについては、政府は若干の受け入れ容易化の措置を講じたにも拘わらず、域外からの高度技能労働者の入国は「きわめて限られている」と記されている⁽¹²⁾。

フランスでは、新制度によって入国する外国人の増加はさらに思うに任せず、その数も伸びない。ITにはっきり照準化しているともいえず、建設・土木の高度専門エンジニアをどうするか、といった論点も登場し、議論もより拡散的である。

経済・金融・産業省は2004～2005年にかけて「最も需給のひっ迫している20の職種」を発表していて、06年移民法もこれを踏まえていないはずはない。しかしそのリストをみると、土木熟練労働者、保険事務職及び専門職、諸サービス従事者、林業不熟練労働者、料理人、大規模建設熟練労働者などが上位にあり、IT職種そのものは登場していない⁽¹³⁾。高度技能者と並んで、林業労働者、料理人、サービス労働者などが挙がっていることは、いわゆる労働力不足が、下方にむけても広がっていることを示している。先に言われた「経済的移民」とは、これら高技能とは言いがたい労働者の受け入れも含んでのことである。

さらに、多少ドイツと異なる点は、もっぱら高度技能者の受け入れを優先し強めることが、発展途上国からの「頭脳流出」に拍車をかけるのではないかという慎重論あるいは懐疑論もあることである⁽¹⁴⁾。これは、南北問題により敏感な、旧植民地から多数の留学生を受け入れてきたフランスにおける一つの議論の流れを形成している。このことは、2006年移民法が、「共同発展」(codéveloppement) の名の下に一応の配慮を示しているところであるが⁽¹⁵⁾、それが規則通りに遵守されるかどうかは分からない。

3 「経済的移民50%」という目標

ちなみに、EUも、アムステルダム条約発効（1999年）後、「共通移民政策」をその管轄に組み込むようになった。加盟諸国がこぞって高技能移民の受け入れを目指して立法を行っている現実に

(11) 同上、147～48頁。

(12) OECD, *Perspectives des migrations internationales 2111 (SOPEMI)*, p.284.

(13) DGTPE, *Immigration selective et besoin de l'économie française*, Ministère de l' Economie, des Finances et de l' industrie, La Documentation française, 2006.

(14) たとえばDos Santos, N.D., *Attraction des élites et exode des cerveaux: les enjeux économiques d'une concertation entre pays d'origine et pays d'accueil*, dans *Mouvements des hommes et des activités* (Horizons stratégiques), No.1-juillet 2006, Centre d' analyse stratégique, La Documentation Françaiseを参照。

(15) 2006年移民法では、フランスに留学生を送り出している発展途上国との関係を配慮し、指定された発展途上国からの留学生で、学位取得後にフランスに滞在する者の滞在更新回数は1回に限っている。

対し、2007年10月、欧州委員会の名で「ブルーカード」制度の提案を行っている。高度技能移民のEU内への移動を歓迎し促進するため、加盟国の一国にそのような資格で受け入れられた者には、一年後、同カードを発給するとした。いったんこれを獲得すると、より有利な条件で家族呼び寄せが認められ、さらに2年間勤務すると他の加盟諸国の労働市場への自由なアクセスを認めるものとした⁽¹⁶⁾。こうして、第三国国籍外国人には認められなかったEU諸労働市場間の自由移動を認めることで、高度技能者にとり可能性と魅力のあるEUを提示しようとした。ただ、これがどの程度の合意段階、さらに進んで実施段階にあるのか、筆者はまだ確認するにいたっていない。

フランスのその後の展開をたどると、新移民政策の遂行は、上のEU提案とも完全には重ならない一種の形式論とみざるをえない仕方で行われている。それは、サルコジ政権下で新設された初代の移民大臣であるブリス・オルトゥフーの2007年の言葉に次のように語られている。「われわれは合法的移民を管理する方式を再組織し、フランスに入国する移民の構成要素を均衡のとれたものにしなければならない。わが国の入移民が今日、＜家族＞移民によって圧倒的に制せられ、＜経済的＞移民が非常に少数に追いやられているのは、受け入れがたいことである。……今後5年の間に、経済的移民を代表する者がフランスに継続的に居住する目的での入国者全体の50%になるようにしたいと考える」⁽¹⁷⁾。

家族移民が多数を占めていることが異常であると認識され、「経済的移民」——という言葉自体曖昧さを残しているが——のパーセンテージを上げることが至上命令とされている。それゆえ、ここに示されているのは経済政策あるいは労働力政策とはみなしがたく、「政治哲学」の開陳にすぎないとする批判もある⁽¹⁸⁾。

さて、06年以降に公表されるデータでは、「経済的移民」とその他の諸カテゴリーのビザによる入国者の比率の呈示が中心になっている。「移民コントロールのための省間委員会」が2011年に公表したそれらの数字を紹介する(表1、項目は抜粋)⁽¹⁹⁾。「経済的移民」に当たるのは、ここでは「職業的移動」である。

「職業的移動」は、2006年をその起点とすると、確かに増加していて、2009年にはその51%の増加となっている。ただし、2006年移民法が一つの目玉とした「能力と才能」ビザの被発給者は、新法の発効後数年でみると、ほとんど数の内に入らないくらいに少ない。単純な比較はできないが、隣国のドイツの移民法について「期待以下」と言われた受け入れ実績にもはるかに及ばないようである。給与稼得者の伸びは、確かに2006～09年の間に80%に達している。しかし全体とし

(16) Atger, A.F., E.Guild, L'accès au travail des ressortissants de pays tiers en Europe: comparaison des législations de neuf Etats membres, *Immigration, qualifications et marché du travail*, La Documentation Française, 2009, p.136.

(17) SGCICI, *Op. cit.*, 2007, p. 8.

(18) 有力な移民支援NGOであるGISTIはこう評している。「[2006年法で] 追求されている政治哲学は次のようなものである。あまりにも多くの望まれざる——有用でないという意味で——人間がフランスに入国し滞在し、有用な外国人はもはや足を向けず、他の受け入れ国をめざしている。これら＜望まれざる者＞に、フランス人の配偶者、そして家族再結合の候補者である家族成員たちが含まれるのだ」(*Le guide de l'entrée et séjour des étrangers en France*, La Découverte, 2008, p.19)。

(19) SGCICI, *Op. cit.*, 2011, p.43.

表1 最初の滞在資格（全国籍，但しフランス本土）

滞在資格	2005	2006	2007	2008	2009
A. 職業的移動					
能力と才能			5	183	364
自己	816	1,007	1,497	1,541	1,187
科学者	1,318	1,404	1,594	1,957	2,253
芸術家	340	241	286	294	201
給与稼働者	8,377	8,356	13,448	18,371	15,115
季節労働者及び短期労働者	4,810	4,692	4,103	8,231	4,530
小計	15,661	15,700	20,933	30,577	23,650
B. 家族移動					
フランス人の家族	56,767	55,800	50,724	49,551	39,822
家族成員（家族再結合）	23,814	20,364	20,414	19,691	17,195
個人的家族的絆	14,542	22,759	17,466	49,551	39,822
小計	95,123	98,923	88,604	84,782	71,822
C. 留学生	48,959	47,240	47,908	52,950	18,479
D. その他	15,545	15,327	12,995	12,415	12,249
E. 人道的移動	22,500	16,795	15,467	17,263	18,199
総計	197,788	193,985	185,907	197,987	144,399

てみて、上に移民大臣の掲げている「経済的移民を今後5年の間に入国者全体の50%に高める」、という目標達成は困難であるのみならず、どれだけその数字自体に意味があるのか疑わしい。これは、どちらかといえば政治的効果をねらった言説であり、確実な根拠と見通しに立った目標提示だったとはいえない。

2006年移民法の施行後に入国の増えた外国人給与稼働者については、その上位にルーマニア人、ポーランド人などを数えており、東方のEU新加盟国の出身者が三分の一程度を占めている。これら新加盟国国民には、フランスは「自由移動（入国）」は認めず、2011年までこれを先送りしたから、域外国出身者並みに審査、ビザを課している。そして、詳細は公表されていないが、報道等を見ると、入国者の多くは高度技能者や専門職ではなく、中間技能職（フランス語では“technicien”と呼ばれる）や熟練現業労働者のようである。

他方、表1で読みとれる著しい減少は、「家族移動」のそれであり、2006年から09年にかけての減少は28%に及んでいる。ここに新移民政策のもう一つの特徴が示されている。

4 「押し付けの移民」から「選別的移民」へ

2007年に成立した「オルトゥーフ法」（2007年11月20日法）について一言しておこう。この法は、06年法を補足し具体化し移民規制を明確にするという目的で制定が目ざされたが、その過程でいちばん話題を呼び、異論を引き起こしたのは、DNA鑑定の導入の是非であった⁽²⁰⁾。このDNA鑑定

(20) Wihtol de Wenden, C., *Immigration Policy in France*, in Kondo, A., *Migration and Globalization*, Akashi-shoten., p.87.

とは、ほかでもない、家族再結合の際、呼び寄せられる「子」が実子であるか否かの判定に用いようとしたものである。これはその後、専門家や世論の強い反対によって撤回同然となったが、ただ、そこまでして家族移動の制限を図ろうとする点に、総決算的姿勢で移民へのコントロール問題に臨もうとするこの政策転換の性格が示されている。

それは、高度技能移民の受け入れが必要だとする目的を前面に掲げながら、選別なき移民受け入れという従来の政策パターンを根本的に切り替え、選別する移民 (*immigration choisie*) のそれを基本方向に据えようとする、というものである。経済界もおおむねこうしたステートメントを支持していて、異論を唱えてはいない。けれども、その対比で言われる「押し付けの移民受け入れ」 (*immigration subie*) とはいったい何を指しているのか、いつの時期のどのような施策を指して言うのか、それは必ずしも明確ではない。

大きな目で見ると、戦後60年間のこの国の移民労働者の導入の政策には——比較的かつ相対的にだが——国籍、民族による選別という企ては公然化しなかったこと、また熟練度、ないし能力による受け入れ基準を立てるポイント制やそれに類した方法はとらなかったこと、は指摘できる。先述の1945年のオールドナンス（政令）の制定過程では、政治指導層中に占める戦中レジスタンスのリーダーたちのイニシアティブで、国・民族による選別という理念は「共和主義や平等主義に反する」として退けられている⁽²¹⁾。事実、アルジェリア移民の受け入れには早くから踏み切っていることが、イギリスが1948年に初めて「有色移民」500人を英領ジャマイカから迎えたという事実との対比で想起されよう。また、イギリスは1962年英連邦移民法（1962 Commonwealth Immigration Act）を皮切りに、専門的技能保有者が否かで労働許可証（ワークバウチャー）発給を制限することとし、しだいにこれを強めたが、フランスはこの種の方式での制限を行うことはなかった。

そして定住した移民労働者たちの求めた母国の家族の呼び寄せに対し、原則これを認めた点をもって「押し付けの受け入れ」が行われてきたとされていることは、すでに述べた通りである。

ただ、選別のない受け入れだったとする議論が一面的であることは、別の面から指摘しなければならない。1945年オールドナンスは何も規定していないが、選別の有無については議論百出であろう。移民庁（ONI）が実際にEC域外からの労働者募集を行っていた当時、不熟練、半熟練の労働に従事する者という選別基準をもっていたことは明らかであり、この点は種々証言されている。また、著名な移民政策研究者のP. ヴェイユは、たしかに形式的には「法の下での平等」の建前を維持したかもしれないが、経済的・社会的な処遇では民族的出自による差別が明瞭にあったことを想起すべきだとして、アルジェリア移民をその例証に挙げている⁽²²⁾。

このように「押し付けの移民受け入れ」という過去への括りは、多分に曖昧な言説であることが分かるが、しかし、それと対照させる形で、選別による移民受け入れの必要を強調したことにはねらいがあり、ポジティブには、フランス経済が今後必要とする労働力を選び、受け入れること、ネ

(21) 渡辺千尋「移民と移民政策の変遷——1945年から1974年まで」宮島喬編『移民の社会的統合と排除——問われるフランス的平等』東京大学出版会、2009年、34頁。

(22) Patrick Weil, *Liberté, égalité, discrimination: l'identité nationale au regard de l'histoire*, Grasset, 2008, pp.12-13.

ガティヴには、従来コントロールの難しかった家族移動等の受け入れをできるだけ制限すること、がそれだったといえる。

今少し家族移動について触れると、経済界や現政策担当者の眼には、家族すなわち配偶者および未成年の子の母国からの呼び寄せは「非経済的」で、社会的コストを要するものであり、しかし移民からは権利と考えられてきているだけに、コントロールが難しいものであった（実際には、原則として認めながら、細かな規則を付している⁽²³⁾）。と同時に、この家族呼び寄せ制限論が、呼び寄せられる家族の社会的統合への懸念を隠しもっているのは明らかである。じっさい、家族の入国の審査の厳格化と共に、ここ10年来強まっているのは、入国が認められても長期滞在をめざす者（特に結婚や家族合流のための入国希望者）には、フランス語及びフランスに関する知識の習得を課するという措置である。2003年以来設けられた「受け入れ・統合契約」（*contrat d'accueil et d'intégration*）は、長期に滞在しようとする外国人に、フランス語教育および同国の制度や価値に関する市民教育の受講を定めたもので、後にこれは義務化されている。

もっとも、これはフランスだけのことではない。移住希望の外国人にその国の言語や知識の習得を義務づけ、場合によってはそれらの試験をも課するという同様の傾向は、過去10年来、ドイツ、オランダ、イギリスなど他のEU諸国にもみられる。内なる統合の強化、あるいは全体として“同化のヨーロッパ”へのシフトといった評言もなされている。そのねらいは国によって多少の違いがあるが、フランスの場合、移民たちのコミュニタリズム（閉鎖的な民族コミュニティ形成の傾向）への警戒が、強い動機をなしているようである。

5 移民第二世代の労働市場上の位置

上述の家族移動から生まれた次世代、つまり移民の子どもたち（*personnes issues d'immigration*）についても、彼らの社会的位置、とりわけ労働市場における位置に触れておかなければならない。今やこの世代が、この国の移民労働力の中心を占めつつあるからである。

この対象を指すのに、フランスでは「第二世代」（*deuxième génération*）という言葉がよく用いられるので、本稿もこれに従う。このタームは、単に移民のフランス生まれの子という意味ではなく、来仏移民の子で、かつその主な社会化とりわけ主な学校教育をフランスで経験した者を指して使われる⁽²⁴⁾。冒頭の定義にいう「移民」であることも、非移民であることもあり、外国人であることもフランス人であることもある。出身環境に負う非フランス的なものをもちながら、同国での教育と生活ゆえに親とは異なる、あえていえばフランス化された価値、行動様式をも身に着けていると想定される者を指す⁽²⁵⁾。それゆえ、移民第二世代を量的・統計的に捉えるのはむずかしく、ほと

(23) たとえば呼び寄せ希望の家族の成員数と、その許可条件としての住宅面積の関連については、宮島喬『一にして多のヨーロッパ』勁草書房、2010年、126頁を参照。

(24) より詳しくは、宮島喬「移民第二世代の社会的位置——労働市場・排除か包摂か」『移民の社会的統合と排除——フランスの現状及び課題を中心に』（平成20～22年度科学研究費補助金基盤研究A研究成果報告書・代表者・宮島喬）2011年。

(25) したがってこのタームは厳密な意味での「世代」概念ではなく、「第三世代」という言い方は一般になされない。

んど不可能である。ただ、どの程度の年齢層がその中心かと考えてみるに、2000年前後にフランスに在住した移民の来仏の時期の中間値は1973年だとするデータはあり⁽²⁶⁾、1970年代後半から90年前半頃までの家族再結合の多かった時期を考慮すると、現在20歳台後半から40歳くらいの子弟が第二世代の主要部分を占めるのではないかとの推測が成り立つ。ただし、これはあくまで目安である。

だが、近似的にでも、彼らの就労意識や職業選好の特質をつかむ必要がある。表2は、調査年が1999年とやや古い⁽²⁷⁾が、20歳代という注目すべき対象（ただしフランス生まれという限定）を捉えている調査の結果なので、紹介したい⁽²⁷⁾。

表2 19～29歳のフランス生まれ男女の労働市場における位置

		%	
	雇用等の状況	両親がフランス生れ	両親が外国生れ
労働市場における位置	雇用されている (a)	55	46
	失業中 (b)	14	20
	学生	26	29
	その他非就業	5	5
	計	100	100
	労働力率 (a+b)	69	66
	失業率 (b/a+b)	20	30
雇用形態	フルタイム	82	77
	その他の契約	16	20
	不明	2	3
	計	100	100
社会職業的カテゴリー (CSP)	自営業	3	3
	カードル・中間的職業	31	28
	事務職	34	36
	現業労働者	32	33
	計	100	100

仮に「両親がフランス生れ」の者を非移民フランス人と呼び、「両親が外国生れ」の者を移民第二世代と呼ぶことにしよう。両グループでは、失業率に明らかに差がある。また移民第二世代ではフルタイム雇用でない者の比率がより高くなっている。社会職業分類 (CSP) の比較では、それほど目立つ違いはなく、むしろそのことが注目すべきかもしれない。事務と現業労働との関係でみると、事務でやや移民第二世代の方が高く、現業でわずかながら非移民フランス人が高くなっている。移民労働者といえば現業労働に特化した存在というイメージが従来あったとすれば、ここではもはやそれがあてはまらない。しかし、親の出身国をもとにして非西欧出身者のみを取り出すと、その失業率が目に見えて高くなり、パート等の比重も増し、現業労働の比率がより高くなるのは間違いないが、ここではその区別はされていない。

⁽²⁶⁾ INSEE, *Les immigrés en France*, 2005, p.47.

⁽²⁷⁾ *Ibid.*, p.131. (調査は、INSEE (国立統計経済研究所) による「就学と家族史調査」)

以上のことと関連すると思われる指摘がある。移民の子どもたちの学校教育および職業意識の大規模な調査に基づきJ.-P. カイユは、中等教育学校に在学中の彼らの多くが販売、事務、情報処理の仕事に就くことを望み、現業労働に就くことを望まず、特に父親が現業労働者である場合——熟練労働者であっても——「同じことを絶対やりたくない」と答える者が50%を超えることを指摘している⁽²⁸⁾。

表3 親の行っている（行っていた）仕事について

	自分もやってみたい		同じことは絶対やりたくない	
	非移民家族	移民家族	非移民家族	移民家族
男子	19	8	28	48
父は非熟練労働者	15	2	44	54
" 熟練労働者	16	6	32	50
" その他の職業	21	17	24	36
女子	14	6	34	52
母はサービス従事者	15	9	33	53
" 労働者	7	2	46	62
" その他の職業	15	9	32	43

生徒の抱く職業意識は、もちろん不確かなものであろうし、漠然とした願望であるかもしれない。しかし社会的には重要である。彼らにブルーカラー労働への強い拒否反応があるということは、筆者（宮島）の試みた一つの解釈として、親の就いている労働が過酷で、報われず、しばしば監督者からの差別的扱いを伴い、子どもの目にも屈辱的なものと映じていたからではないか、と思われる⁽²⁹⁾。もしこの傾向が真実で、第二世代が熟練工への訓練を積むことにも消極的であるとすれば、彼らの就きうる雇用の幅を自ら狭めることになるだろうし、製造業や建設業の中堅の基幹工を構成することにもなりがたいだろう。

一方、高度技能職、専門職に就きうる人材が移民第二世代から供給されうるかどうか。これは一概に否ともいえない。たとえばマグレブ系第二世代の高ディプロマ取得者については、豊富な事例研究もすでにある⁽³⁰⁾。だが、総じて教育水準では南欧およびマグレブ出身移民の高等教育修了者は15%前後と、フランスの平均から10%程度低く（ついでに言うところディプロマなしが40~50%と平均の2倍）、その供給基盤とはみなしがたいのである。

推測をまじえながらの暫定的見方となるが、移民第二世代の位置が以上のように捉えられるならば、彼らは、グローバル化適応のための経済先進化が求める高技能労働力の担い手とはみなされず、また、比較的低教育水準にある多くの者もフランスの平均的な求職者と同じく非現業の事務、販売、

(28) Caille, J.-P. Les projets d'avenir des enfants d'immigré, dans INSEE, *Les immigrés en France*, La Documentation Française, 2005.

(29) 宮島「移民第二世代の社会的位置」上掲、13頁。

(30) その紹介としては、宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006年、118~123頁参照。

その他サービスの分野に参入しようとし、困難を経験しているとみられる。そこには雇用の民族差別も働いていることが指摘されてきた⁽³¹⁾。そして現業労働が彼らによって埋められていかないとすれば、別途の補充のシステムが必要となる。現在その一部は、数十万人とみられる非正規滞在外国人（サン・パピエ）によって事実上補われているようである。ドイツなど他のヨーロッパ諸国でも、第二世代の労働市場への統合、さらには社会的統合には類似の問題があり、高度技能移民のアウトソーシングが目指されるなか、問題としては置き去りにされる形であり、有効な政策はとられていない。

6 残された問題

過去ほぼ一世紀来フランスは、経済運営上および労働力の調達上必要とみれば、躊躇なく外からの労働力の導入を図ってきた。その歴史のなかでは1974年に始まる30年間は確かに異例の時期だったといえる。だが確認しなければならないのは、その「停止」の30年間に、定住外国人やフランス人の呼び寄せる家族移動を原則的に認めるという人道的受け入れパターンを常態化してきたことである。

2006年移民法は、新たな外国人労働力に国境を開いたという点で注目されるものとなったが、同法のねらいに上の人道的受け入れに制限をかけるという意図もこめられていた。家族移動者の滞在許可審査を厳格化することのほか、従来とられてきた非正規滞在が10年を越えた外国人の正規化という措置の廃止などもうたわれている。つまり30年間に、移民受け入れ政策の意味も変化し、複合化していたのであり、その逆転を図ることが意図された。だが、これには国内外のNGOなど各方面からの抵抗もある。人道的受け入れをなげうち、もっぱら国益本位の選別受け入れ政策に転じることは、ヨーロッパの一国として許されない、と。

それにしても、「選別的受け入れ」をかかげる同法の規定する「能力と才能」資格は、漠然としている。「その能力と才能によりフランス及びその国籍国の経済発展と威光の増進に重要な仕方です持続的に参加する者」といった文言が並ぶとき、企業が具体的に求める高度技術者にこれが適用されるのか否か戸惑いがある。これは入国管理行政の裁量を大きくしようというねらいによると思われるが、この滞在資格と同国が標準的に用いるCSPや職業格付けシステムとの関係はほとんどたどれないようである。前述のような「能力と才能」の受け入れ数の極端な少なさも、これと無関係ではあるまい。

2008年1月の政令で、地域圏（*région*、数県を束ねる広域の行政圏）ごとに選定された、第三国からの労働者受け入れが認められる高度な職種をみると、パリ首都圏（イル・ド・フランス地域圏）では、情報処理専門家と並んで、通信販売担当者、木工生産機械の運転者、エレベーターの設置とメンテナンス労働者といった約30職種が記載されている⁽³³⁾。高度技能者、専門職の受け入れが正

(31) 宮島喬「雇用と失業からみる社会的統合の現状」同編『移民の社会的統合と排除』前掲、57頁以下参照。

(32) GISTI, *Op. cit.*, p.106.

(33) Conseil d'Analyse Economique, *Immigration, qualifications et marché du travail*, La Documentation Française, 2009, p.91.

面に掲げられはしたが、むしろミックスされた、このあたりの職種の補充が大きな課題になっているのではないかと推測される。

数の上では決して小さくない移民二世代が、これら「中間的職業」を含んだ職種を引き受ける労働者層となるかという点、推測だが、ミスマッチがあるのではないかとこのことを先に述べた。ただ、そのミスマッチには移民たち当事者側の職業選好（現業労働を好まない）と、雇用主側の民族選別という要素も働き、全体として複雑である。いずれにしても、マグレブ、アフリカ、トルコ系に代表される非西欧系の移民とその二世代に記録されてきた30%に近い高失業率は、深刻な問題である⁽³⁴⁾。

グローバル化の進行のなかフランス経済はその競争力の如何を意識せざるをえず、経済界では全体としては、既定住の移民／外国人の熟練水準を「低い」とみなす認識がある程度共通しているように思われる。一般にアングロ＝サクソン諸国がポイント制など、選別的受け入れのシステムを進んで採用したのに対し、大陸諸国は不熟練・半熟練労働力の大量受け入れ時代に由来する人口構成を残し、転換が困難だったということがいわれる。それゆえ、表4のようなデータがよく掲げられ⁽³⁵⁾、今後の対応として「選別的移民受け入れ」の必要が語られる。

表4 熟練度の平均指標

国	内国人 (a)	外国人 (b)	b/a
フランス	1.90	1.52	0.80
ドイツ	2.10	1.68	0.80
ベルギー	1.91	1.70	0.89
カナダ	2.04	2.10	1.03
イギリス	2.02	2.13	1.05
スペイン	1.67	1.85	1.11
アメリカ	1.64	2.03	1.24

指標の算定は学歴水準をもとに行われた。教育制度は国ごとに異なるので、国相互間の比較には難点がある。

(算定：フランス総合計画庁)

ただ、過去40年の間にヨーロッパにおける移民および移民政策の意味はかなり変わり、労働者受け入れに限られず、家族結合、庇護申請、留学などに対応する受け入れ、さらに定住移民の社会的統合などを含む総合的な性格を増しており、このことを承認するところから新たな移民政策も出発しなければならないだろう。今日のフランスの政策転換は、高技能者の受け入れという目標の実現についてさまざまな曖昧さをみせているが、現代の移民という現象の総合的な性格にあえて目をつぶり、視野の狭い国益主義におちいていないか。その問い直しが必要であると思われる。

(みやじま・たかし お茶の水女子大学名誉教授)

(34) この問題については宮島喬、前出のなかで論じている。

(35) Centre d'analyse stratégique, *Besoins de main d'oeuvre et politique migratoire*, La Documentation Française, 2006, p.59.